

武蔵野市特定子ども・子育て支援施設等指導検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（以下「施設等」という。）に対して、武蔵野市（以下「市」という。）が法第30条の3において準用する法第14条第1項及び法第58条の8第1項に基づく検査（以下「指導検査」という。）を実施するにあたり、その方法その他必要な事項を定めることにより、適正な施設等の運営の確保を図り、もって市における児童福祉等の増進に寄与することを目的とする。

(指導検査の基本方針)

第2条 市長は、法、関係法令、市長が別に定める指導検査に係る基準等に基づき、指導検査に関する国等からの通知、これまでの指導検査の実績等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に指導検査を実施する。

2 市長は、指導検査が画一的及び形式的になることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにすることで、施設等の問題解決及び自立的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。

3 市長は、施設等が法令、法令に基づいて行う行政庁の処分若しくは定款に違反し、又は施設等の運営が著しく適正を欠いているために、施設等の運営又は経営に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法令に定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。

4 市長は、指導検査の実施及び指導検査の結果の処理にあたっては、東京都（以下「都」という。）及び市の関係部課と十分な連携を図るものとする。

(指導検査の種類、実施方法等)

第3条 指導検査の種類、実施方法等は、武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等指導検査実施要綱（平成31年4月1日施行）第3条及び第5条から第14条までの規定の例によるものとする。

(都との連携等)

第4条 市は、指導検査の実施にあたっては、必要に応じて都と連携を図る。

2 市長は、必要に応じて指導検査の結果を都へ報告する。

(他の自治体との連携)

第5条 市外に所在地を有する施設等の指導検査にあたっては、必要に応じて当該所在地の自治体と連携を図る。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、指導検査について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。